

8月27日の突風等の被害に対する対応について

この度は、災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

町では、8月27日に発生した突風等による被害を受けた方に対して、り災証明書等の発行業務を行っております。

1. 罹災（被災）証明書の発行（税務課 049-299-1757（直通））

【内容】 保険金請求などの手続きに必要な罹災（被災）証明書の発行

【対象】 町民、町内の事業者など

2. 既存の支援対策

（1）その他の支援

① 農業被害への支援（農政産業課 049-299-1760（直通））

【内容】 農業用ビニールハウスの被害、農作物の被害等を受けた方は農政産業課までお問い合わせください。

【対象】 農業者